（国立大学法人法施行令及び独立行政法人国立高等専門学校機構法施行令の一部改正）

第二条　次に掲げる政令の規定中「（同法第五十二条の二第二項（同法第五十七条の三第一項において準用する場合を含む。）、第五十三条第二項、第五十七条の三第一項」に改める。

一　国立大学法人法施行令（平成十五年政令第四百七十八号）第二十二条第一項第二十五号

二　独立行政法人国立高等専門学校機構法施行令（平成十五年政令第四百七十九号）第二条第一項第十一号

附　則

この政令は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十四年四月一日から施行する。

文部科学大臣　高木　義明
内閣総理大臣　菅　**直**人

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整理に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年八月三十日

内閣総理大臣　菅　**直**人

政令第二百八十号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整理に関する政令

内閣は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第百五号）の施行に伴い、この政令を制定する。

（地域保健法施行令の一部改正）

第一条　地域保健法施行令（昭和二十三年政令第七十七号）の一部を次のように改正する。

第十二条中「第二十一条第二項第三号」を「第二十一条第二項第二号」に改める。

（国有財産法施行令の一部改正）

第二条　国有財産法施行令（昭和二十三年政令第二百四十六号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項第一号ヘ中「第十六条第五項」を「第十六条第四項」に改める。

（地域雇用開発促進法第五条第五項及び第六条第六項の審議会を定める政令の一部改正）

第三条　地域雇用開発促進法第五条第五項及び第六条第六項の審議会を定める政令（平成十三年政令第三百十九号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

地域雇用開発促進法第五条第六項及び第六条第六項の審議会を定める政令

「第五条第五項（同条第八項」を「第五条第六項（同条第九項」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

財務大臣　野田　佳彦
厚生労働大臣　細川　律夫
内閣総理大臣　菅　**直**人

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う農林水産省関係政令の整理に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年八月三十日

内閣総理大臣　菅　**直**人

政令第二百八十一号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う農林水産省関係政令の整理に関する政令

内閣は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第百五号）の施行に伴い、この政令を制定する。

（農地法施行令の一部改正）

第一条　農地法施行令（昭和二十七年政令第四百四十五号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項第一号中「同項第六号」を「同項第四号」に改め、同項第三号中「第七条第二項第三号」を「第七条第二項第二号」に、「同項第四号」を「同項第三号」に改め、同項第四号中「第六条第四項」を「第六条第五項」に、「同条第三項」を「同条第四項」に改める。

（酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律施行令の一部改正）

第二条　酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律施行令（昭和二十九年政令第二百三十三号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第三項中「第二条の三第四項」を「第二条の三第五項」に改める。

第一条の三第三項中「第二条の四第三項」を「第二条の四第四項」に、「第二条の三第四項」を「第二条の三第五項」に改める。

（農業振興地域の整備に関する法律施行令の一部改正）

第三条　農業振興地域の整備に関する法律施行令（昭和四十四年政令第二百五十四号）の一部を次のように改正する。

第八条第三号イ中「同項第六号」を「同項第四号」に改め、同号ハ中「第七条第二項第三号」を「第七条第二項第二号」に、「同項第四号」を「同項第三号」に改め、同号ニ中「第六条第四項」を「第六条第五項」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

農林水産大臣　鹿野　道彦
内閣総理大臣　菅　**直**人

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う国土交通省関係政令等の整備に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年八月三十日

内閣総理大臣　菅　**直**人

政令第二百八十二号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う国土交通省関係政令等の整備に関する政令

内閣は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第百五号）の施行に伴い、並びに独立行政法人住宅金融支援機構法（平成十七年法律第八十二号）第二条第四項及び第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

（建築基準法施行令の一部改正）

第一条　建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）の一部を次のように改正する。

第百三十六条の二の五第一項第九号中「さく」を「柵」に改め、同項第十一号中「第三十二条第二項第二号」を「第三十二条第二項第一号」に改め、同項第十二号イ(2)、第十四号並びに第十五号イ及びハ中「空隙」を「空隙（げき）」に改める。

（建設業法施行令の一部改正）

第二条　建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）の一部を次のように改正する。

第三条の二第四号中「第百条」を「第百一条」に改める。

（租税特別措置法施行令の一部改正）

第三条　租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）の一部を次のように改正する。

第二十条の二第十一項第二号イ中「第十二条の五第二項第三号」を「第十二条の五第二項第一号」に、「同条第五項第二号」を「同条第五項第一号」に、「同条第二項第二号」を「同条第二項第一号」に、「同条第四項第二号」を「同条第四項第一号」に改め、同条第十三項第二号中「第十二条の五第二項第三号」を「第十二条の五第二項第一号」に改め、同号イ中「同条第二項第三号」を「同条第二項第一号」に、「同条第五項第二号」を「同条第五項第一号」に改め、同号ロ中「第三十二条第二項第二号」を「第三十二条第二項第一号」に、「同項第三号」を「同項第二号」に改め、同条第十四項第二号ロ(1)(i)中「第十二条の五第二項第三号」を「第十二条の五第二項第一号」に改め、同号ロ(1)(ii)中「第三十二条第二項第二号」を「第三十二条第二項第一号」に、「同項第三号」を「同項第二号」に改め、同号ロ(1)(iii)中「第九条第二項第二号」を「第九条第二項第一号」に改める。

第二十五条の四第二項第二号中「第十二条の五第二項第三号」を「第十二条の五第二項第一号」に改め、同号イ中「同条第二項第三号」を「同条第二項第二号」に、「同条第五項第二号」を「同条第五項第一号」に改め、同号ロ中「第三十二条第二項第二号」を「第三十二条第二項第一号」に改め、同号ロ中「第三十二条第二項第二号」を「第三十二条第二項第一号」に、「同項第三号」を「同項第二号」に改め、同号ハ中「第九条第二項第二号」を「第九条第二項第一号」に、「同条第四項第二号」を「同条第四項第一号」に改める。